

最終保障供給約款改定のお知らせ

2026年4月2日
日高都市ガス株式会社

日頃より日高都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度弊社はガス事業法の規定に基づき最終保障供給約款の変更について、
関東経済産業局長へ届け出ましたのでお知らせいたします。

なお、変更内容は以下のとおりとなります。

1. 変更内容
 - ・弊社供給区域の記載方法を変更いたしました。
2. 実施日
2026年4月13日
3. 変更後の約款（ホームページに掲載）
2026年4月13日～最終保障供給約款